

# 「各種事務事業の取扱い」

## 12 福祉・保健・医療分科会(精神障害者等に対する福祉施策)

長岡市・寺泊町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
135	020804	精神障害者ホームヘルプサービス事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
136	020809	精神障害者デイサービス事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
137	020901	難病患者の在宅生活支援		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
138	020810	精神障害者交通費の助成		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
140	020805	精神障害者短期入所事業		現行どおり	県の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

135

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 8	精神障害者の支援	0 4	精神障害者ホームヘルプサービス事業
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
(1)目的 精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るため家庭等にホームヘルパーを派遣して日常生活を営むのに必要なサービスを提供するもの。  (2)対象者 日常生活を営むのに支障があり、食事、身体の清潔の保持などの介助等が必要な者で、精神保健福祉手帳を所持する精神障害者又は精神障害を支給理由とする年金たる給付を現に受けている者等  (3)内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週2回以内、1回は1時間30分未満  (4)費用負担 利用者負担、事業者への補助は国の要綱と同じ  (5)事業費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4		(1)目的 同左  (2)対象者 同左  (3)内容及び派遣回数等 同左  (4)費用負担 同左  (5)事業費負担 同左		(1)目的 同左  (2)対象者 同左  (3)内容及び派遣回数等 同左  (4)費用負担 同左  (5)事業費負担 同左		(1)目的 同左  (2)対象者 同左  (3)内容及び派遣回数等 同左  (4)費用負担 同左  (5)事業費負担 同左	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1)目的 同上  (2)対象者 同上  (3)内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週2回以内、1回2時間を上限  (4)費用負担 同上  (5)事業費負担 同上		(1)目的 同左  (2)対象者 同左  (3)内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週1回、1回1時間  (4)費用負担 同左  (5)事業費負担 同左		(1)目的 同左  (2)対象者 同左  (3)内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数上限なし  (4)費用負担 同左  (5)事業費負担 同左		長岡市の制度に統一する。	
調整方針案							

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 \_\_\_\_\_ 平成17年 1月11日

136

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	02 障害者福祉	08 精神障害者の支援	09 精神障害者デイサービス事業	
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
(1)目的 精神障害者が安心して集い、仲間との交流や活動を通じて自信回復や社会参加の促進を図る。 (2)対象者 精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれと同等の障害があると認められる者。 (3)内容 市民センターの「障害者プラザ」を会場に週1回軽スポーツや創作活動、パソコン等を実施 (4)事業費負担 国 1/3 県 1/3 市 1/3	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

137

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 9 難病患者の支援	0 1 難病患者の在宅生活支援	
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
<p>(1)目的 地域における難病患者に対して、居宅での療養生活を支援することにより、患者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>(2)対象者 日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする64歳までの者で、次の要件のすべてを満たす人 特定疾患調査研究事業の対象疾患患者又は、慢性関節リウマチ患者 症状が安定して在宅で療養可能と医師が判断した者 介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の対象とならない者</p> <p>(3)内容 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業(ヘルパー派遣) ・難病患者等短期入所事業(7日以内) ・難病患者等日常生活用具給付事業(便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、電気式痰吸引器、車いす、歩行支援用具、意思伝達装置、ネプライザー、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用ベット、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器)</p> <p>(4)事業費負担 国1/2 県1/4 市1/4</p>	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

138

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 8	精神障害者の支援	1 0	精神障害者交通費の助成
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
(1)目的 社会復帰施設等に通所する精神障害者の自立意欲を助長するため、通所に必要な交通費の一部を助成する。 (2)対象者 社会復帰施設等に通所している精神障害者保健福祉手帳所持者 (3)内容 授産施設、作業訓練所等の通所に係る交通費の1/2を補助する 上限額15,000円 (4)事業費負担 市10/10		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		(1)目的 精神障害者の社会復帰を促進するため、通院交通費の一部を助成する。 (2)対象者 精神障害を理由に専門医療機関に通院している者。 (3)内容 精神専門医療機関の通院に係る交通費を補助する 交通費の1/2を補助 上限額設定なし (4)事業費負担 村10/10		なし		長岡市の制度を基に統一する。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

140

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療	0	2 障害者福祉	0	8 精神障害者の支援	0	5 精神障害者短期入所事業
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
(1)目的 居宅の精神障害者を介護する者が、疾病その他の理由により、居宅において精神障害者を一時的に介護することが困難となった時に、介護者の福祉の向上を図る。		長岡市に同じ		長岡市に同じ		長岡市に同じ	
(2)対象者 市内に住所を有する在宅の精神障害者							
(3)内容 ショートステイ施設 サンスマイル 1回につき7日間以内の利用。							
(4)費用負担 本人 1,550円 (1日)							
(5)事業費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4							
三島町		山古志村		小国町		課題	
長岡市に同じ		長岡市に同じ		長岡市に同じ		調整方針案	
						県の制度であり、調整不要。	